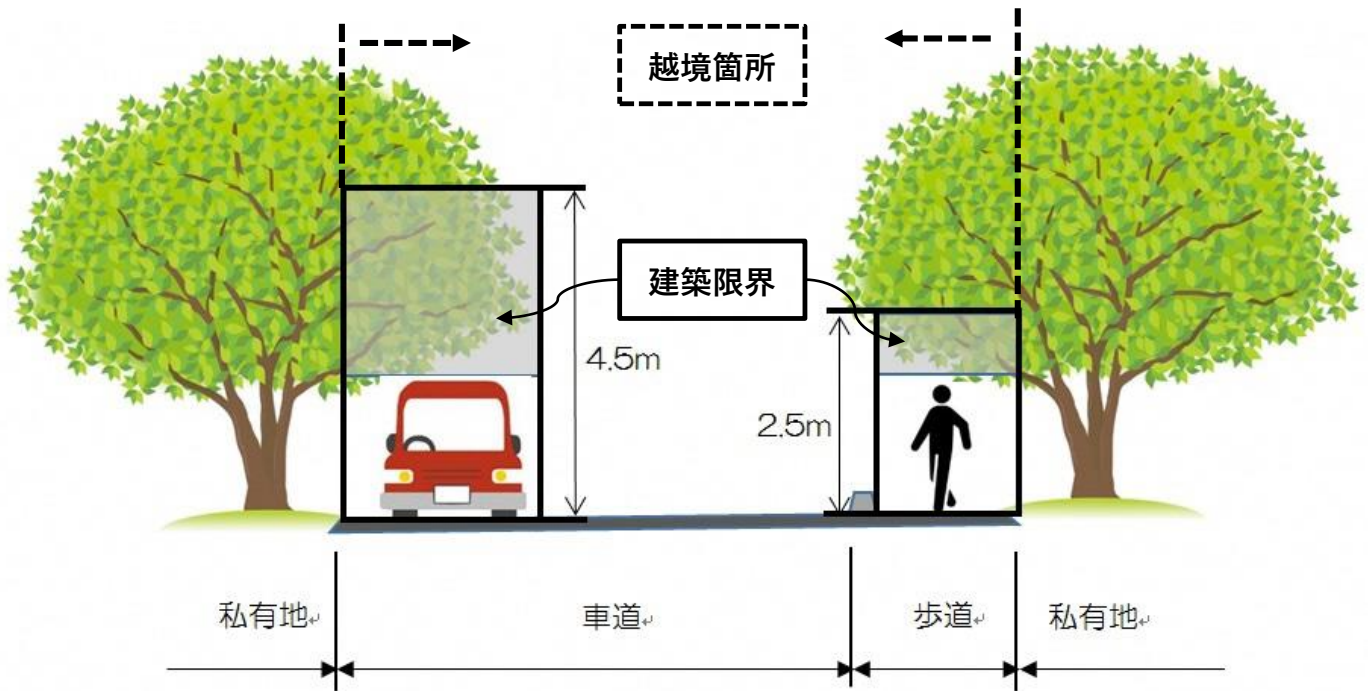


私有地の樹木の枝が道路に張り出していないか？

～道路に張り出した樹木の枝払いや伐採などをお願いします～

道路に張り出した樹木により、歩行者及び車両の通行の支障となることや、標識やカーブミラーが見えなくなる事例が発生しています。私有地から張り出している樹木などは土地所有者に所有権があるため、市で枝払いや伐採などはできません。（民法第233条）道路上に樹木の枝が張り出すと、歩行者や車両の妨げになりますので、**樹木の枝払いや伐採など、適正な管理をお願いします。**



※建築限界（道路法第30条、道路構造令第12条）自動車や歩行者の安全な通行を確保するために、車道の上空「4.5m」、歩道上空「2.5m」の範囲に通行障害となるものを設置してはならないと規定されています。

越境樹木が原因となり歩行者や車両に事故があった場合には、**樹木の所有者が賠償責任を問われる**ことがあります。（民法第717条、道路法第43条）

長岡京市役所道路・河川課 管理係

(直通) 075-955-9522